

## 『大学評価ハンドブック』の改訂について（2019年4月）

このたび、『大学評価ハンドブック』を改訂しました。これは、2020年度以降の大学評価に用いられます。

ただし、一部は2019年度大学評価より適用されます（※を付したもの）。

<本文>

### 資料の準備、手続に関すること

- 実地調査当日のスケジュール※
  - ・ 実地調査当日のスケジュールについて、例の一部の内容を見直した（「Ⅱ. 5.（2）実地調査への対応」）。
  
- 大学評価後の手続の一部変更※
  - ・ 大学評価後の手続の一部を以下のように変更した（「Ⅱ. 6. 評価後の対応」「Ⅲ. 4「改善報告書」の検討作業」「Ⅲ. 5. 再評価の作業」「Ⅲ. 6. 追評価の作業」）。
    - － 再評価では、「保留」の判断の原因となった事項についてのみ改善状況の報告を求める。それ以外の事項は別手続により改善報告書として提出を求める。
    - － 大学評価後の改善報告については、判定を「保留」と判断された大学も対象とする。また、「不適合」の判定を受けた大学も任意でこれを行える。
    - － 再評価及び追評価において大学が提出する資料名
      - \* 再評価改善報告書⇒再評価報告書
      - \* 追評価改善報告書⇒追評価報告書
  
- 大学ポートレートの活用
  - ・ 2020年度以降に大学評価に申請する国立大学及び公立大学は、大学基礎データの一部を大学ポートレートのシステムを利用して作成できる旨の説明を追加した（「Ⅱ. 3.（1）その他の評価資料の種類と考え方」）。
  
- 基礎要件確認シートの作成基準日の変更
  - ・ 「点検・評価報告書」の記述内容との整合性を図るため、作成基準日を大学実施前年度の5月1日としている点を変更し、特段の指定がない限り、「点検・評価報告書」作成日とした（「Ⅱ. 3.（1）その他の評価資料の種類と考え方」）。

- 評価資料の提出期限の変更
  - ・ 評価資料の提出期限を、4月末から4月1日に変更した（「Ⅱ. 3. (2) 資料の提出時期、形態」他）。
- 根拠資料の提出方法の変更\*
  - ・ 学部・研究科ごとに資料が異なる場合の根拠資料の提出方法を変更し、4月提出段階においてすべての学部・研究科の資料の提出を求めることとした（「Ⅱ. 3. (1). 3）. ③個別の資料に関する留意事項」「Ⅱ. 3. (2) 資料の提出時期、形態」）。

#### 「点検・評価報告書」の記載に関すること

- 例の取り上げ方に関する説明の追加
  - ・ 学部・研究科を例として取り上げる方法について、基準4「教育課程・学習成果」の点検・評価項目③においては、学位課程ごととするようにした（「Ⅱ. 2. (2) 「本章」の内容」）。
- 基礎要件に係る事項の記載方法の変更
  - ・ 基礎要件に係る事項について、特に問題がない場合であっても一定の情報は「点検・評価報告書」にも記載するように変更した（「Ⅱ. 2. (2) 「本章」の内容」）。
- 分量の弾力化
  - ・ ページ数について、「100 ページ以内」としていたところ、大学の規模等に応じて弾力化を図るために「100～150 ページ程度」とした（「Ⅱ. 2. (5) 「点検・評価報告書」及び「評定一覧表」の提出時期、形態」）

#### その他

- 提言のうち「改善課題」の意義の明確化
  - ・ 提言のうち「改善課題」の意義を明確にするため説明を欄外に追加した（「Ⅰ. 3. (1) 「大学評価結果」表 I - 2 他」）。

<資料編・様式編>

下記の資料及び様式を改訂した。なお、評価に際する指針について、「基礎要件に係る評価の指針」にくわえ、それ以外の事項に関する評価の指針を「基礎要件以外の評価の指針」として定めた（これらは、「評価に係る各種指針」としてあわせて掲載している）。

- ・資料2 「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」  
（「評価の視点」のみ）
- ・資料3 判定及び判定保留の基準とその運用指針※
- ・資料4 評価に係る各種指針  
（「基礎要件に係る評価の指針」「基礎要件以外の評価の指針」）※
- ・資料5 評価者の観点※
- ・資料6 根拠資料について
- ・様式6 基礎要件確認シート
- ・様式21、22 再評価報告書、追評価報告書※

以上